

(別添)

## 留意事項

1. 研究活動は、各部局の管理体制による感染防止対策を徹底しつつ、続行できますが、人との接触を最小限にするため、研究室関係者は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での活動を行ってください。
2. 授業は、原則オンラインにより実施します。  
定期試験や学位論文審査等、対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で対面により実施できます。大学院入試等についても、実施部局の判断で、十分な感染対策を施した上で対面により実施できます。
3. 課外活動は、課外活動ガイドライン等に従って申請し、許可を得た場合に実施できます。  
また、オンライン上で行われる活動と、屋外又は十分な感染防止対策が講じられた屋内施設での個人練習、少人数（5人程度）のグループ練習も実施できます。
4. 学内会議は、原則としてオンライン会議とし、対面は必要最小限とします。
5. 催事、イベントは、原則オンラインとします。対面での実施が不可欠と判断される場合には個別にご相談ください。
6. 感染拡大が顕著な地域への移動・往来については、延期、自粛することとし、出張は、業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。
7. 事務体制は、これまでと同様に感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じ、テレワークと時差出勤を推奨するとともに、リフレッシュ休暇等の取得も組み合わせながら業務遂行をお願いします。
8. ワクチン接種完了後の感染事例が報告されていますので、ワクチンの接種に関わらず、マスクの着用、換気、手洗いなどの基本的な感染対策をより丁寧に継続してください。
9. 室内の換気については、エアコン使用中もこまめな換気を行うなど特に留意をしてください。一般的なエアコンは、空気を循環させるだけで換気は行っていません。
10. 体調が悪いときは外出を控えてください。管理者は、体調不良となった場合だけでなく、体調不良の家族の面倒をみる場合などにおいても無理なく休めるよう、配慮してください。

その他、詳しくは各ガイドライン及び各通知によってください。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）【改訂版】

R2.4.7 制定  
 R2.7.21 改訂  
 R2.9.8 改訂  
 R3.1.8 改訂  
 R3.4.1 改訂  
 R3.8.20 改訂

段階（レベル）を動かす判断は、国や地域、本学キャンパス内の状況を総合的に勘案して、対策本部において決定します。

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

また、感染状況などに応じて、項目ごとにレベルを変動する場合があります。

段階	目安 (例示)	研究活動	授業等	出張	学内会議	学生の課外活動	催事・イベント等 (本学が開催するもの)	事務体制
0		通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が認められる。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施します。	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議も併用します。	感染拡大に最大限の配慮をして、課外活動を実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、催事・イベント等を実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。
2	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施します。	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とします。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できます。	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。テレワークも活用します。
3	国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での活動を推奨します。	原則オンラインにより授業を実施します。 定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習、及び学部 1,2 年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施します。	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できます。	原則オンライン	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、テレワークを推奨します。

4	本学キャンパス内で継続的に感染が拡大している。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、必要最小限の活動のみに限定するとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避けることとします。	原則オンライン授業により実施します。	原則禁止	原則オンライン会議で実施します。	原則禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。	延期又は中止	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、7割程度のテレワークとします。
5	本学キャンパス内で爆発的に感染が拡大している。	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能です。 この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	原則オンライン授業により実施します。	原則禁止	原則オンライン会議で実施します。	全面禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できません。	延期又は中止	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とします。

●警戒情報

(警戒情報を逐次記載します。)

宮城県に緊急事態宣言が発令されていますので、生活及び行動にあたっては十分ご注意ください。

ワクチンは高い効果をもたらしていますが、その一方でワクチン接種完了後の感染事例が本学でも報告されています。感染対策を丁寧に行ってください。

- \* 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。
- \* この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。
- \* 海外渡航については、「本学構成員の海外渡航及び本邦への再入国・帰国について」(R3.2/15 通知)を参照ください。
- \* 各種ガイドライン参照のこと
  - <研究> [各部局における感染防止対策の管理体制の構築について\(R2.5/11 通知\)](#)
  - <授業> [「ニューノーマルに対応した新しい授業形態について」](#)
    - ・BCPレベル1～3における授業実施の取扱い・対応ガイドライン (R3.3/31 通知)
  - <入試> [令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン\(文部科学省・R3.6.4\)](#)
  - <課外活動> [課外活動ガイドライン\(R2.7/3 通知\)](#)
  - <ボランティア活動> [東北大学ボランティア活動ガイドライン\(R2.8/5 通知\)](#)
  - <寮> [学生寄宿舍新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン \(R3.9/9 通知\)](#)
  - <催事・イベント等> [催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン\(R2.6/12 通知\)](#)
  - <図書館> [附属図書館・図書室の開館\(室\) 状況](#)